

## 大阪市告示第736号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年5月29日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール）	令和8年6月1日（月）	午前11時30分から 午後7時まで
	令和8年6月8日（月）	

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール）	令和8年6月20日（土）から 同月21日（日）まで	午前6時30分から 午後9時まで
	令和8年6月25日（木）から 同月28日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）